

令和6年3月釜石市議会定例会  
議案等説明資料

釜 石 市



# 目 次

|        |   |    |
|--------|---|----|
| 報告第1号  | 公用車による車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処<br>分の報告について……………     | 1  |
| 議案第3号  | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理<br>に関する条例……………       | 2  |
| 議案第4号  | 釜石市手数料条例の一部を改正する条例……………                           | 3  |
| 議案第5号  | 釜石市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例……………                  | 4  |
| 議案第6号  | 釜石市漁港管理条例の一部を改正する条例……………                          | 5  |
| 議案第7号  | 釜石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例……………                       | 6  |
| 議案第8号  | 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一<br>部を改正する条例……………     | 7  |
| 議案第9号  | 釜石市下水道条例の一部を改正する条例……………                           | 8  |
| 議案第10号 | 釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例……………                        | 9  |
| 議案第22号 | 釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の請負契約の締結に関し議<br>決を求めることについて…………… | 10 |
| 議案第23号 | 釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の請負契約の締結に関し議<br>決を求めることについて…………… | 11 |
| 議案第24号 | 釜石市栗橋ふるさと伝承館の指定管理者の指定に関し議決を求<br>めることについて……………     | 12 |
| 議案第25号 | 相互救済事業の委託について……………                                | 13 |
| 議案第26号 | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することに関し議<br>決を求めることについて……………  | 14 |
| 議案第27号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………                  | 15 |
| 議案第28号 | 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて……………                  | 15 |



## 報告第1号

### 公用車による車両損傷事故に係る損害賠償事件に関する専決処分の報告について

#### 1 提案理由

公用車による車両損傷事故に係る損害賠償事件に関し、その損害賠償の額が決定し、それに伴う和解が成立したため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項及び釜石市長専決条例(昭和48年釜石市条例第49号)第2条第3号の規定に基づき専決処分したので、同法第180条第2項の規定により報告するものである。

#### 2 相手方

市内在住の個人

#### 3 損害賠償の額

203,555円

#### 4 損害賠償の原因

令和6年2月1日午後2時20分頃、職員が市内高等学校駐車場内にて公用車を駐車し、運転席のドアを開けたところ、ドアが強風に煽られ、隣に駐車していた相手方車両に接触し、相手方車両の助手席側ドア等に損害を与えたもの

#### 5 専決処分の日

令和6年2月8日

(担当課：オープンシティ推進室)

## 議案第3号

### 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

#### 1 提案理由

地方自治法の一部を改正する法律(令和5年法律第19号)が令和5年5月8日に公布され、令和6年4月1日から施行されること等に伴い、関係条例を整理しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 釜石市水道事業の設置等に関する条例の一部改正
  - ・引用する法律の条番号の改正
  - ・地方公営企業間における議会の議決を要する基準を統一する改正
- (2) 昭和天皇の崩御に伴う釜石市職員の懲戒免除及び釜石市職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正
  - ・引用する法律の条番号の改正
- (3) 釜石市漁業集落排水事業の設置等に関する条例の一部改正
  - ・引用する法律の条番号の改正
- (4) 釜石市公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正
  - ・引用する法律の条番号の改正

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：水道事業所、総務課、下水道課)

## 議案第4号

### 釜石市手数料条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第69号)が令和4年6月17日に公布されたことにより、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

引用する法令名の改正

- (1) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
- (2) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令」に改める。
- (3) 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：財政課)

## 議案第5号

### 釜石市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日から施行されたことに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 空家等の所有者等の責務を強化する改正
- (2) 管理不全空家等の認定及び管理不全空家等に対する勧告等の規定の新設
- (3) 引用する法律の条番号の改正
- (4) その他所要の改正

#### 3 施行期日

公布の日

(担当課：生活環境課)

## 議案第6号

### 釜石市漁港管理条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律(令和5年法律第34号)が令和5年5月26日に公布され、令和6年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 引用する法律名の改正
- (2) 土砂採取料又は占用料の徴収対象に、漁港施設等活用事業の実施に関する計画の認定を受けた「認定計画実施者」を追加する。
- (3) 市管理漁港施設及び漁港区域内の占用区分ごとに定めた占用料の額の改定
  - ア 電柱類を設置する場合  
1本ごとに1年につき「470円」を「550円」に改める。
  - イ 地下埋設物を設置する場合(外径40センチメートル未満)  
1メートルまでごとに1年につき「100円」を「120円」に改める。
  - ウ 地下埋設物を設置する場合(外径40センチメートル以上)  
1メートルまでごとに1年につき「180円」を「210円」に改める。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：水産農林課)

## 議案第7号

### 釜石市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

市が管理する道路の占用料の額の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

占用物件ごとに定めた占用料の額全体の改定

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：建設課)

## 議案第8号

### 道路法等の適用を受けない公共用財産の管理に関する条例の一部を改正する 条例

#### 1 提案理由

道路法等の適用を受けない公共用財産の占用料の額の見直しに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 占用物件ごとに定めた占用料の額全体の改定
- (2) 占用物件に「太陽光発電設備及び風力発電設備」及び「洪水、高潮又は津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設」を追加する。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：建設課)

## 議案第9号

### 釜石市下水道条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

排水設備等の設置申請方法の見直し等に伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

- (1) 排水設備等の設置に係る申請方法について書面以外も可能とする改正
- (2) その他所要の改正

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：下水道課)

## 議案第10号

### 釜石市水道事業給水条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律(令和5年法律第36号)が令和5年5月26日に公布されたことにより、水道法(昭和32年法律第177号)の一部が改正され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 主な改正内容

水道整備・管理行政が国土交通省に移管されることに伴い、引用する水道法の規定中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

#### 3 施行期日

令和6年4月1日

(担当課：水道事業所)

## 議案第22号

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事の請負契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、工期は、議決の日から令和7年12月21日までである。

### 2 契約の目的

釜石市新市庁舎建設(電気設備)工事のため

### 3 契約の方法

条件付一般競争入札

### 4 契約金額

1,155,000,000円(うち消費税額及び地方消費税額 105,000,000円)

### 5 契約の相手方

(株)ユアテック・(株)興和電設特定建設工事共同企業体

代表者 岩手県釜石市松原町三丁目1番26号

株式会社 ユアテック 釜石営業所

### 6 仮契約締結日

令和6年2月5日

(担当課：新市庁舎建設推進室)

## 議案第23号

釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事の請負契約を締結しようとするもので、予定価格が1億5,000万円以上であることから、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年釜石市条例第15号)第2条の規定により、議会の議決を求めるものである。

なお、工期は、議決の日から令和7年12月21日までである。

### 2 契約の目的

釜石市新市庁舎建設(機械設備)工事のため

### 3 契約の方法

条件付一般競争入札

### 4 契約金額

839,656,400円(うち消費税額及び地方消費税額 76,332,400円)

### 5 契約の相手方

三浦設備(株)・(株)東北水道工事特定建設工事共同企業体

代表者 岩手県釜石市大字平田第2地割64番地8

三浦設備 株式会社

### 6 仮契約締結日

令和6年2月5日

(担当課：新市庁舎建設推進室)

## 議案第24号

釜石市栗橋ふるさと伝承館の指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

釜石市栗橋ふるさと伝承館の指定管理者を指定しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 内 容

(1) 公の施設の名称

釜石市栗橋ふるさと伝承館

(2) 団体の名称

橋野町振興協議会

(3) 期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

### 3 指定の理由

釜石市栗橋ふるさと伝承館は、地域に古くから伝わる民芸品や技能を伝承するとともに地域間の交流機会の増大を図ることを目的として設置された施設であり、同施設を設置している地域での活動実績及びこれまでも当該施設の運営を適正に行ってきたことから指定管理者として指定しようとするもの

(担当課：水産農林課)

## 議案第25号

### 相互救済事業の委託について

#### 1 提案理由

災害による財産の損害に対する相互救済事業を公益社団法人全国公営住宅火災共済機構に委託しようとするもので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第263条の2第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

#### 2 内 容

##### (1) 委託する事業

火災、水災、震災その他の災害による財産の損害に対する相互救済事業

##### (2) 委託の相手方

東京都港区虎ノ門二丁目3番17号  
公益社団法人 全国公営住宅火災共済機構  
理事長 麦島 健志

##### (3) 対象となる財産

市が管理する公共賃貸住宅及び付帯施設並びに集会室等の共同施設

##### (4) 委託開始日

令和6年4月1日

(担当課：資産管理課)

## 議案第26号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することに関し議決を求めることについて

### 1 提案理由

令和5年6月釜石市議会定例会において議決を得て策定した橋野地区における公共的施設の総合整備計画について、実施事業の追加に伴い、計画を変更しようとするもので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第3条第8項において準用する同条第1項の規定により、議会の議決を求めるものである。

### 2 変更の内容

橋野辺地(橋野町全域)における実施事業の追加

#### 【変更前】

ア 橋野地区消防屯所建設事業

期 間 令和5年度から令和7年度まで

事業費 331,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 248,000千円)

イ 橋りょう改修・補強事業

期 間 令和5年度から令和7年度まで

事業費 80,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 38,900千円)

#### 【変更後】

ア 橋野地区消防屯所建設事業

期 間 令和5年度から令和7年度まで

事業費 331,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 248,000千円)

イ 橋りょう改修・補強事業

期 間 令和5年度から令和7年度まで

事業費 80,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 38,900千円)

ウ 橋野鉄鉱山インフォメーションセンター共通展示整備事業

期 間 令和6年度から令和7年度まで

事業費 64,000千円(うち辺地対策事業債の予定額 32,000千円)

(担当課：財政課)

## 議案第27号・議案第28号

### 人権擁護委員候補者の推薦に関し意見を求めることについて

#### 1 提案理由

人権擁護委員候補者として法務大臣に推薦しようとするもので、人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものである。

#### 2 内 容 (令和6年2月26日現在)

|        |     |         |       |
|--------|-----|---------|-------|
| 議案第27号 | 氏 名 | 山 崎 詔 子 | (71歳) |
|        | 略 歴 | 16ページ参照 |       |

|        |     |         |       |
|--------|-----|---------|-------|
| 議案第28号 | 氏 名 | 村 上 修   | (66歳) |
|        | 略 歴 | 17ページ参照 |       |

#### 3 任 期

令和6年7月1日から令和9年6月30日まで(3年)

#### 4 備 考

市議会の議員の選挙権を有する住民で、人権擁護委員としての条件を満たす者の中から、議会の意見を聴いて法務大臣に対し候補者を推薦しようとするもの

(担当課：生活環境課)

山崎 詔子さんの略歴

現住所 釜石市小佐野町一丁目4番51号

生年月日 昭和27年10月21日

| 年 月      | 記 事  |
|----------|--|
| 昭和50年 3月 | 国立音楽大学音楽部器楽科 卒業  |
| 昭和50年 4月 | 釜石医師会立釜石准看護学院講師(至 昭和55年3月)<br>山崎音楽教室を夫とともに主宰(現在に至る)                    |
| 平成 4年 8月 | 釜石市民文化会館運営審議会委員(至 平成24年7月)   |
| 平成 5年 6月 | アトリエ金と銀 創業(現在に至る)  |
| 平成 6年11月 | 釜石市総合振興審議会委員(至 平成10年11月)   |
| 平成 9年 5月 | 釜石市庁舎利用検討委員会委員(至 平成11年5月)  |
| 平成13年 4月 | 釜石市社会教育行政第三次中期計画策定委員会委員(至 平成14年3月)                                     |
| 平成14年 2月 | 釜石市総合振興審議会委員(至 平成16年1月)  |
| 平成16年 4月 | 釜石市選挙管理委員会委員(至 平成24年4月)  |
| 平成25年 8月 | 釜石市民ホール建設検討委員会委員(至 平成26年8月)  |
| 平成25年11月 | 釜石市民ホール(仮称)及び釜石交流センター(仮称)建設工事に係る設計業務委託業者選考に関するプロポーザル審査委員会委員(至 平成26年2月) |
| 平成26年 4月 | 釜石商工会議所女性会副会長(現在に至る)   |
| 平成26年 5月 | 岩手県商工会議所女性会理事(現在に至る)   |
| 平成27年 4月 | 人権擁護委員(現在に至る)  |
| 平成27年11月 | 釜石市働く婦人の家運営委員(現在に至る)   |
| 平成28年10月 | 釜石市地域ケア推進会議委員(至 令和2年9月)  |
| 平成30年 6月 | 釜石市男女共同参画推進協議会委員(現在に至る)  |
| 令和 3年 2月 | 釜石市要保護児童対策地域協議会委員(至 令和4年3月)  |
| 令和 4年 9月 | 釜石市指定管理者評価委員(現在に至る)  |

村 上 修 さ ん の 略 歴

現 住 所 釜石市大平町二丁目1番8号

生年月日 昭和33年1月15日

| 年 月      | 記 事                        |
|----------|----------------------------|
| 昭和56年 3月 | 明治大学経営学部 卒業                |
| 昭和60年 4月 | 釜石市立栗林小学校教諭                |
| 昭和63年 4月 | 釜石市立鶉住居小学校教諭               |
| 平成元年 4月  | 岩手県教育委員会事務局社会教育主事補         |
| 平成 4年 4月 | 大槌町立大槌中学校教諭                |
| 平成12年 4月 | 大槌町立安渡小学校教諭                |
| 平成17年 4月 | 金ヶ崎町立西小学校教頭                |
| 平成20年 4月 | 大槌町立小鍬小学校教頭                |
| 平成21年 4月 | 大槌町立小鍬小学校副校長               |
| 平成22年 4月 | 釜石市立唐丹小学校副校長               |
| 平成25年 4月 | 釜石市立双葉小学校副校長               |
| 平成27年 4月 | 釜石市立甲子小学校副校長               |
| 平成28年 4月 | 大船渡市立越喜来小学校校長(平成30年3月定年退職) |
| 平成30年 4月 | 釜石市郷土資料館館長(至 令和2年12月)      |
| 令和 3年 7月 | 人権擁護委員(現在に至る)              |